

平成 20 年度第 1 回日本スポーツ少年団委員総会議事録

日 時：平成 20 年 6 月 12 日（木）13 時 30 分～14 時 30 分

場 所：岸記念体育会館 講堂

出席者：佐藤、住谷、宇津木の各副本部長

< 常任委員 > 野田（正）、平井、田口、大山の各常任委員

< 委 員 > 霜觸（北海道）、佐藤（青森）、谷藤（岩手）、岩淵（宮城）、一関（秋田）、
梁瀬（山形）、佐藤（福島）、高山（茨城）、青木（栃木）、内田（群馬）、
藤沼（埼玉）、青木（千葉）、田中（神奈川）、山井（山梨）、中屋（新潟）、
北東（富山）、山本（石川）、山口（福井）、山本（静岡）、神野（愛知）、
吉田（岐阜）、三田（滋賀）、岡（京都）、佐藤（兵庫）、平山（奈良）、
川口（鳥取）、織奥（島根）、猪木（岡山）、吉長（広島）、佐竹（山口）、
藤澤（香川）、組橋（徳島）、穂岡（愛媛）、高橋（高知）、川久保（佐賀）、
野田（憲）（長崎）、清瀬（大分）、中村（宮崎）、武田（鹿児島）、
西原（沖縄）

< 委 任 > 菅原、村田、大橋、山崎の各常任委員
大西（長野）、林田（大阪）、平田（熊本）委員

< 代理出席 > 飯沼（東京）、井口（和歌山）

< 欠 席 > 松井（三重）、田中（福岡）

< 事務局 > 岡崎専務理事、小寺部長、鷲山課長、池田課長代理、浅井課長補佐
他青少年スポーツ部員

事務局より、設置規程第 15 条にもとづく会議成立の報告を行い開会。

議事に先立ち、6 月 2 日逝去された長沼本部長のご冥福を祈り、黙祷をささげた。

その後、設置規程第 10 条第 2 項および第 14 条第 2 項により佐藤副本部長を議長とし、
佐藤副本部長の挨拶の後、議事に入った。

< 議 案 >

1. 長沼本部長の後任について

事務局より長沼本部長の急逝に伴う後任本部長の選出手順などについて説明。

去る 6 月 11 日開催の第 2 回常任委員会では、本日の委員総会では推挙までには至らない
ことが予想され、また、日本体育協会会長とも相談する必要があり、推挙には時間がかかること
任期が来年 3 月までであることなどから、後任本部長を置かず、来期の役員人事を含め検討し
ていくことが最良であるとの確認がなされた旨説明。これを承認。

2. 平成 19 年度日本スポーツ少年団事業報告および決算（案）について

事務局より資料に基づき、事業報告および決算（案）について説明。協議の結果、原
案どおりこれを承認。なお、本件については、来る 6 月 18 日開催の日本体育協会評議
員会で最終承認を得る旨確認。

3. 平成 21 年度日本スポーツ少年団事業計画（案）および要望予算の編成について

事務局より各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画（案）について、資料に基づき説明。

また、要望予算の編成については、速やかに計画に沿って編成作業に入るが、そのとりまとめは佐藤副本部長に一任願い、後日報告する旨併せて説明。

吉田委員（岐阜県）より、日本スポーツ少年団顕彰について、岐阜県には 20 年以上活動している指導者が 19 名おり、全員を表彰するために人数枠の拡大について要望が出された。事務局より、本件については指導育成部会でも検討したが、平成 18 年度に人数枠を拡大したばかりであり、人数枠を満たしていない県があることなどから、人数については拡大しないことを確認した旨回答。なお、20 年以上活動している指導者に対する表彰については全国の人数枠の範囲内で可能かどうか、今後指導育成部会にて検討していく旨回答。

岡委員（京都府）より、第 35 回日独同時交流日本派遣団について、新たに導入された活動単位制を利用して参加する団員数について質問があった。事務局より 94 名中 8 名である旨回答。

以上、協議の結果、いずれも承認。

< 報告事項 >

1. ブロック選出常任委員について

事務局より、北信越ブロック選出常任委員について、5 月 19 日付けで富山県スポーツ少年団の役員改選により北東俊夫氏に、また、関東ブロック選出常任委員について、碓井常任委員が 3 月 31 日付けで神奈川県本部長および日本スポーツ少年団委員を退任したため常任委員を退任しており、本日関東ブロックで協議した結果、群馬県本部長の内田元彦氏にそれぞれ変更された旨報告。

なお、ブロック選出常任委員については、委員に変更が生じた場合、当該ブロック内の了承の上、変更されることとなっている旨、また、任期は前任者の残任期間となっている旨説明。これを了承。

2. 平成 20 年度日本スポーツ少年団事業予算について

事務局より、去る 3 月開催の平成 19 年度第 2 回委員総会にて承認を得、その後の各種助成金・補助金内定を受けての最終編成を本部長に一任されていた平成 20 年度日本スポーツ少年団事業予算（実行予算）について、資料に基づき当初予算との変更点を中心に報告。これを了承。

3. 平成 20 年度日本スポーツ少年団顕彰について

事務局より資料に基づき、本年度の顕彰事業として、32 都府県 35 市区町村スポーツ少年団および 46 都道府県 160 名の指導者を 6 月 11 日付けで表彰し、都道府県スポーツ少年団を通じ表彰楯を交付すること、および退任指導者に対する感謝状の贈呈を従来同様各都道府県に一任し、年度末に一括報告願う形態をとる旨併せ報告。これを了承。

なお、表彰市区町村および指導者については、「Sport JUST」7月号に掲載し公表する旨説明。

4 . その他

- ・山本委員（静岡県）より、長沼本部長逝去の報道において、日本スポーツ少年団本部長であった旨の報道がなかったことについて、日本本部としてどのような対応を行ったのか、また、長沼本部長を偲ぶ会についても日本サッカー協会主導で行うのか質問があった。岡崎専務理事より、東京運動記者クラブに対して日本スポーツ少年団本部長であった旨も含め、森会長のコメントを配布したが、2社のみ掲載であった。また、偲ぶ会については日本体育協会と日本サッカー協会との合同開催で計画中である旨回答。

以上、協議し、14時30分閉会した。